

賃上げ促進税制の拡充（中小企業向け）

■ 背景・目的

物価高に負けない「構造的・持続的な賃上げ」の動きを、より多くの国民に広げ、その効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化される。赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、日本国内の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、家計所得の増大を目指していく。

■ 税制措置の内容

適用対象：青色申告書を提出する法人。

適用期間：令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの間に開始する各事業年度。

税額控除額の計算方法：控除対象雇用者給与等支給増加額に、税額控除率を乗じて算出する。

中小企業向けの措置については、税額控除率の上乗せ措置等を見直し、最大控除率を40%から45%へ拡大し、その適用期限を3年延長した。

また、大企業・中堅企業と同様に、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブ付与のため、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みに積極的な企業に対して新たな控除率の上乗せ措置を講じている。

さらに、赤字の中小企業に対してのインセンティブとなるよう、賃上げを実施した年度に税額から控除できなかった金額については5年間の繰越控除措置を導入した。

■ 改正前後の比較

項目		改正前	改正後	
適用要件		<ul style="list-style-type: none"> • 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額 • 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給 \times 101.5% 	変更なし	
税額控除率	給与等の増加割合	1.5%	15%	変更なし
		2.5%	30%	変更なし
	上乗せ措置① (教育訓練費)		【10%の加算】 適用年度の教育訓練費 \geq 前事業年度の教育訓練費 \times 110%	【10%の加算】 <ul style="list-style-type: none"> • 適用年度の教育訓練費 \geq 前事業年度の教育訓練費 \times 105% • 教育訓練費 \geq 雇用者給与等支給額 \times 0.05%
	上乗せ措置② (子育て・女性活躍支援)		なし	【5%の加算】 <ul style="list-style-type: none"> • くるみん認定 : 子育て支援 • プラチナくるみん認定 : 子育て支援 • プラチナえるぼし認定 : 女性活躍支援 • えるぼし認定 (3段階目) : 女性活躍支援
	最大控除率		40%	45%
控除限度額		当期法人税額の 20%	変更なし	
控除限度超過額の繰越		繰越不可	5年間の繰越可能	

■ 留意点

- 適用除外事業者（その事業年度開始の日前3年以内に終了した事業年度の所得金額の平均が年15億円を超える法人）は、中小企業向けの賃上げ税制の適用はできない。
- 教育訓練費の上乗せ措置について、「適用事業年度の教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上」という要件が加わっているため、教育訓練費の額には注意が必要である。
- 給与等の支給額が増加した場合の外形標準課税の付加価値割の課税標準からの控除制度についても、適用期限が3年延長された。この場合、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たす必要がある。
- 5年間の繰越控除措置については、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限るため、注意が必要である。
- 中小企業者等については、法人住民税の計算においても引き続き適用がある。
- マルチステークホルダー方針公表の対象法人の範囲が拡大（常時使用する従業員の数2,000人超である場合）されているため注意が必要である（中小企業者等であっても該当する場合がある。）

■ 用語の定義

中小企業者等	措置法42条の4第19項の中小企業企業者又は農業協同組合等で青色申告書を提出するもの 以下のいずれかに該当する法人 (i) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、以下の法人を除く） <ul style="list-style-type: none">発行済株式の総数の1/2以上が同一の大規模法人（資本金の額が1億円を超える法人等）に所有されている法人発行済株式の総数の2/3以上が大規模法人に所有されている法人 (ii) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
控除対象雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額
雇用者給与等支給額	適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額
比較雇用者給与等支給額	適用事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額
国内雇用者	事業者の使用人のうち、その事業者の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者。 パート、アルバイト、日雇い労働者も含む。
継続雇用者給与等支給額	継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等の支給額の合計額
継続雇用者比較給与等支給額	前事業年度における、継続雇用者給与等支給額
教育訓練費	国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のもの